

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年11月29日(2018.11.29)

【公表番号】特表2018-500749(P2018-500749A)

【公表日】平成30年1月11日(2018.1.11)

【年通号数】公開・登録公報2018-001

【出願番号】特願2017-535064(P2017-535064)

【国際特許分類】

F 2 1 V	19/00	(2006.01)
B 6 0 Q	3/74	(2017.01)
B 6 0 Q	3/60	(2017.01)
F 2 1 S	41/00	(2018.01)
F 2 1 S	43/00	(2018.01)
F 2 1 S	45/00	(2018.01)
F 2 1 W	103/00	(2018.01)
F 2 1 W	104/00	(2018.01)
F 2 1 W	105/00	(2018.01)

【F I】

F 2 1 V	19/00	2 1 0
B 6 0 Q	3/74	
B 6 0 Q	3/60	
F 2 1 S	8/10	3 5 3
F 2 1 S	8/10	3 6 0
F 2 1 S	8/10	3 8 2
F 2 1 V	19/00	1 5 0
F 2 1 V	19/00	1 7 0

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月16日(2018.10.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

開放面が形成されたハウジングと、

前記ハウジングの内部に配置され、互いに電気的に結合する第1基板と第2基板と、

前記開放面に向くように前記第1基板に実装される光源と、

前記第2基板の端部に結合して外部電源と連結されるソケットの端子に接触する端子部と、

前記開放面を覆うように前記ハウジングに結合するレンズと、を含み、

相互結合する通電用スロットと通電用ピンを介して前記第2の基板は前記第1基板に垂直に結合する、車両用ランプ。

【請求項2】

前記通電用スロットは、前記第1の基板の両側面に配置され、前記通電用ピンは前記第2の基板の上端部から延長配置される、請求項1に記載の車両用ランプ。

【請求項3】

前記端子部は前記ソケットの端子と接触する接触面と、前記接触面の両側面で下向き延

長配置されるガイド面と、前記接触面に延長配置される本体面を含む端子片を含む、請求項1に記載の車両用ランプ。

【請求項4】

前記本体面は前記接触面と違う平面上に配置され、前記本体面と前記接触面は傾斜の連結面で連結される、請求項3に記載の車両用ランプ。

【請求項5】

前記本体面は、第1の本体面と第2の本体面を含み、

前記第1の本体面は、前記接触面の後面から延長配置され、

前記第2の本体面は、前記接触面の前面から延長配置される、請求項4に記載の車両用ランプ。

【請求項6】

前記端子部は前記第1本体面の端部で下向き折り曲げられて延長配置されて前記第2基板の端部に配置された第1係止溝に差し込まれる第1係止面を含む、請求項5に記載の車両用ランプ。

【請求項7】

前記ハウジングは下端部に配置されて前記接触面が外部に露出するように前記端子部が挿入される端子装着部を含む、請求項6に記載の車両用ランプ。

【請求項8】

前記端子片は前記第2本体面の端部で下向き折り曲げられて延長形成されて前記端子装着部に形成された第2係止溝に差し込まれる第2係止面を含む、請求項7に記載の車両用ランプ。

【請求項9】

前記端子装着部は前記ガイド面の終端と接触する第1装着面と前記第1装着面の下端から延長形成され、下を向くほど高さが増加するように傾斜して形成される第2装着面を含む、請求項7に記載の車両用ランプ。

【請求項10】

前記第2係止溝は前記第2装着面の下端に配置される、請求項9に記載の車両用ランプ。

【請求項11】

2個の前記端子装着部が並列で並べられる、請求項9に記載の車両用ランプ。

【請求項12】

2個の前記端子装着部は前記接触面の露出方向が相異する、請求項11に記載の車両用ランプ。

【請求項13】

2個の前記端子装着部は前記接触面の露出方向が相互反対である、請求項12に記載の車両用ランプ。

【請求項14】

前記端子部は前記第2基板に前記接触面の方向が相互反対方向となるように結合される2個の端子片からなる、請求項3に記載の車両用ランプ。

【請求項15】

前記レンズはフックを含む、請求項1に記載の車両用ランプ。

【請求項16】

少なくとも二つの前記フックは前記レンズの中心を基準として対称となるように配置される、請求項15に記載の車両用ランプ。

【請求項17】

前記フックは前記ハウジングに形成されたフック溝に挿入される、請求項15に記載の車両用ランプ。